

# 緊急的に対応する具体的施策(主なもの)

参考

## 送り手情報から受け手情報への転換を通じた災害情報の提供の充実

・避難行動等に有効な洪水予測情報は大河川のみ(1時間間隔)	→	・局所的降雨予測データを用いた流域が小さい中小河川での洪水予測の高精度化→中小河川での洪水予測をできるだけ実施(10分間隔) (本年度にガイドライン作成、5年間で一級水系900河川で整備)
・洪水時の情報は、「河川の水位が〇〇m」など河川管理者サイドの情報で、住民に実感が無い	→	住民の避難に結びつく <b>災害を実感できる情報</b> を提供 ・氾濫域の浸水情報 (3年間で全ての直轄河川で試行) ・土砂災害の前兆現象の情報 (3年間で約400市町村で実施)
・洪水時の水位の情報を市町村に提供 ・ダム放流警報スピーカー、電光掲示板は、放流通知等河川管理に必要な情報の提供時のみ使用	→	・洪水時の水位情報を住民等にリアルタイムで公表 (H17年度から実施) ・ダム放流警報スピーカー等を、市町村の避難勧告等の情報提供手段として <b>市町村等に開放</b> (本年度にガイドライン作成 H17年度は整備局等で試行)

## 平常時からの防災情報の共有の徹底

・浸水想定区域図の作成は大河川が中心に193河川 ハザードマップの作成・公表は361市町村のみ ・土砂災害警戒区域の指定は2県で213箇所とわずか	→	・ <b>浸水想定区域図の作成を主要な中小河川にまで拡大・義務付け</b> (5年間で約1900河川を指定・公表) ・ <b>主要な中小河川にかかるハザードマップの作成・公表を義務化</b> (5年間で、2300市町村で、作成・公表) ・土砂災害警戒区域の指定を緊急に全国展開(5年間で約6000箇所を指定)
・洪水予報が難しい中小河川等で行動につながる情報がない	→	・「どの程度の雨で、いつ頃危険か」のような身近な河川の情報を日頃から住民に周知 (本年度にマニュアル作成。3年間で実施)
・地震災害を想定に指定された避難場所の多くが水没	→	・水害・土砂災害等に適合した <b>避難場所への全面的見直し</b> (H17年度から)

財制  
政支  
支の  
創設  
援創  
設

## 迅速かつ効率的な防災施設の機能の維持向上

・中小河川区間は事業実施区間のみ流下能力の把握にとどまってお り、水系全体の安全度が十分に把握されていない	→	・ <b>地域の災害安全度や防災施設の整備状況を調査・評価・公表</b> し、その結果に基づき整備の適切な進捗管理 (H17年度から実施)
・堤防は計画高水位を基準に必要な断面の確保(量的整備)を優先	→	・ <b>堤防の質的強化</b> を市街地等を流れる区間で優先実施 (5年間で直轄河川は詳細点検を全て完了。中小河川は堤防を含む河川カルテを作成)
・ダムの操作ルールは、計画に基づき、洪水調節と利水容量を明確に区分して管理することが基本	→	・降雨予測技術を活用した事前放流など <b>ダムの機能をより有効に活用できるように操作ルールを変更</b> (本年度から分析開始。結果に基づき、随時実施)

## 地域の防災対応力の強化

・災害時の情報伝達に、災害時要援護者に対する配慮がない	→	・災害時要援護者の <b>円滑な避難行動支援のための仕組みの整備</b> (関係省庁と連携し、本年度にガイドライン)
・水防団員の減少や高齢化による地域防災力の低下	→	・ <b>NPO等の水防活動を法律で明確化</b> (水防法改正を検討)
・特定都市河川法では、地下空間管理者に対し、避難確保計画の策定・公表は努力義務	→	・一定規模以上の地下空間の管理者等に対して、洪水・高潮時の避難確保計画の作成を義務化 (水防法改正を検討)